

# あきべん通信 No.3 特集：貧困問題に対する取り組み

発行者：〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号 秋田弁護士会 電話：018-862-3770 ホームページ：<http://akiben.jp/> 業務時間：平日 午前9時～午後5時

## はじめに

秋田弁護士会では、法律相談のほか、人権擁護活動、公益活動といわれる諸活動を行っています。多くの皆様にごうした活動をお知りいただけるよう、今回は、秋田弁護士会が行っている貧困問題に対する取り組みについて、ご報告させていただきます。

## 各種無料法律相談会の実施

貧困問題の背景には、生活苦や失業といった様々な問題が存在しています。そのため、秋田弁護士会では、例年、生活や雇用に関して、無料法律相談会やホットラインを複数回実施しております。

平成二十八度は、次の法律相談会とホットラインを実施し、合計で四十件を超える相談が寄せられました。

- ① 暮らしとこころの総合相談会（二〇一六年三月八日実施）
  - ② 全国一斉労働相談ホットライン（二〇一六年六月一〇日実施）
  - ③ 暮らしとこころの総合相談会（二〇一六年九月一五日実施）
  - ④ 全国一斉生活保護ホットライン（二〇一六年十一月一〇日実施）
- 秋田弁護士会では、次年度以降も、他機関と積極的に連携を取り、貧困問題解決のための、無料法律相談やホットラインを実施していく予定です。

## 弁護士の派遣

二〇一五年四月一日、生活困窮者自立支援法が施行され、県内の各自治体において、生活困窮者自立支援制度が開始されました。

秋田弁護士会では、昨年度から、自治体に対してアンケートを行うなどし、生活困窮者自立支援制度に関して、弁護士会や弁護士がどのように関わることができのかを検討してきました。

今年度は、秋田市から、生活困窮者自立支援制度に関する事例検討会や支援調整会議に弁護士の派遣を要請され、弁護士を派遣しました。

このような活動は、来年度以降も積極的に検討していく予定です。

## 生活困窮者自立支援制度の集会を開催

秋田弁護士会では、二〇一六年一月二十二日、ジョイナス大会議室において、日弁連貧困キャラバン集会を開催しました。この集会では、生活困窮者自立支援制度について、弁護士会や弁護士がどのように関わることができのかを検討しました。

はじめに、日弁連貧困問題対策本部委員である山田治彦弁護士（大阪弁護

士会）から、生活困窮者自立支援制度の概要と大阪弁護士会での取り組みについてご報告いただきました。山田弁護士によると、大阪では、弁護士が、各区の相談担当職員や支援対象者からの相談を受けて法的助言を行い、必要があれば事件を受任するといった形で、相談業務に関する連携が図られているとのことでした。

続いて、秋田弁護士会貧困問題対策委員会委員長である寺沢修平弁護士から、自治体に対して行った生活困窮者自立支援制度に関するアンケート結果の報告をいただきました。このアンケートは、生活困窮者自立支援事業について各自治体が直面している問題などについて質問したものでしたが、その回答からは、現場の方が抱える率直な悩みが明らかになりました。回答の中には、生活困窮者自立支援制度を行うに当たり、密に弁護士との連携を図りたいといったものもあり、自治体と弁護士の連携を考えさせられるものもありました。



アンケート結果の報告をする  
寺沢弁護士

その後、自治体からの報告というところで、秋田市福祉総務課職員の方及び湯沢市社会福祉協議会職員の方から、支援の現場についてのご報告をいただきました。当日の発言の中で特に印象に残っているのは、湯沢市社会福祉協議会職員の方の言葉です。「本人の強みを生かした支援を諦めずに展開していくことで、本人に自信と誇りを取り戻してもらうことが、自立支援の究極の目標である」との言葉は、生活困窮者自立支援制度の本質を突いているのではないのでしょうか。

最後に、秋田県内の複数の自治体において支援調整会議の委員を務められている、秋田弁護士会貧困問題対策委員会委員である藤原美佐子弁護士から、弁護士から見た生活困窮者自立支援制度についてコメントをいただきました。藤原弁護士は、弁護士が生活困窮者自立支援制度に関わる意義について、「法的な問題を切り分け、法的情報提供や法的手段に訴えることで解決できる問題を浮き彫りにし、対応していくことにある。複雑な問題のうちの法的問題に弁護士が対処できることで、支援者は他の問題の解決に専念することができる。複雑に絡み合った問題は、互いに影響し合っている部分もあるので、

法的問題が解決に向かうことで、他の問題にも進展が見られるようになるのではないかと述べられていました。



生活困窮者自立支援法の意義について説明する藤原弁護士

今回の集会を通じて、生活困窮者自立支援制度に弁護士がどのように関わることができののかという点について、議論が深まったように思われます。

## 来年度のイベント

二〇一七年七月七日には、秋田市内において、東北弁護士会連合会の定期大会が開催されます。この大会では、生活困窮者自立支援制度をテーマとすることが決まりました。同定期大会では、施行後二年が経過した同制度の現状や問題点、弁護士会の取り組みなどについて意見交換する予定です。大会の内容について興味のある方は、秋田弁護士会事務局までご連絡ください。

## おわりに

あきべん通信No.3は、貧困問題に対する取り組みに関する特集でしたが、秋田弁護士会では、貧困問題に限らず、様々な公益活動を行っています。秋田弁護士会が開催する各種イベントについては、秋田弁護士会のホームページに掲載されるほか、毎月第1・第3月曜日の午前10時30分から40分までの間にABSラジオで放送されている「あきべん暮らしの法律ナビ」でも告知されます。

また、秋田弁護士会では、弁護士による法律相談も実施してまいります。貧困問題を含め、様々な問題に関する相談に弁護士がお答えいたします。相談の予約受付番号は018-896-5599です。相談の手続等についてはお電話でお問い合わせ下さい。

